

## 意欲的な評価指標の指定に係る基本的な考え方について

令和5年3月23日  
国立大学法人評価委員会

各法人の教育研究の更なる質的向上等を促進する観点から、中期計画の評価指標の設定に当たって、実現可能性だけでなく、意欲的・挑戦的な達成水準を設定することが期待される。その観点から、昨年3月に認可された評価指標の中から、各法人の申請に基づき、国立大学法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が意欲的な達成水準を掲げていると認めるものを「意欲的な評価指標」として指定する。

### 1. 指定に当たっての基本的な考え方

昨年5月25日評価委員会において、第4期中期目標期間における国立大学法人評価の基本的な方向性について取りまとめており、その中で、意欲的な評価指標の達成水準を満たした場合は、それ以外の評価指標の達成水準を満たした場合よりも高く評価することとしている。このため、以下に示す観点から、厳格に審査を行っている。

- ・ 自法人における過去の取組の実績やそれによる成果にとどまらず、機能や規模等の類似する他法人における取組の実績やそれによる成果等と比較した上で、当該評価指標が特に高い達成水準を掲げており、その達成により特筆すべき成果が得られることを具体的に示す。
- ・ 単に新規性があるだけでなく、他に参考とし得る例のないとりわけ先駆的な取組であることや、社会経済環境の変化に伴う影響等、達成のために対応すべき課題が多数想定されることなどを挙げつつ、当該評価指標に掲げた達成水準への到達が容易ではなく、その達成により特筆すべき成果が得られることを具体的に示す。

審査に当たっては、各法人が意欲的・挑戦的な達成水準に取り組むもので、かつ社会に対して客観的に高い水準であることが十分説明されているかどうかで判断している。このため、各法人の中期計画に掲げられた取組自体が優れているかを審査しているものではなく、各法人の取組が優れた実績・成果を上げているかは、4年目終了時及び6年目終了時の中期目標期間評価において評価を行うこととする。

なお、審査に際して、各法人から提出された調書のほか、書面確認への回答も踏まえた上で、指定の判断を行っている。また、法人間の比較に活用するデータについては、法人独自のデータでは客観性が担保されないため、基本的には公的機関等の調査データを用いているが、必要に応じて社会一般や法人間において認識されているような民間の調査データの活用も可能としている。

## 2. 今回指定を行う意欲的な評価指標について

指定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、別紙のとおり、指定を行っている。具体的には、規模や機能等の類似する法人間においてトップを目指すもので過去の実績と比較して高い水準にあるものや、国内の大学における最初の事例となるもので第三者機関による認定等の一定の水準の高さが担保されているものなど、客観的に達成水準が高いと判断されるものについて指定を行っている。

一方、定義や解釈に幅があるもの、達成水準の具体性を欠いているもの、認可された達成水準を上方修正して申請しているもの、目標値が過去の実績よりも低いもの、単に取組の成否を測るものなどについては、客観的に達成水準が高いと判断できないため、指定を行っていない。

また、法人独自の拠点の設置やプログラムの修了等についても、客観的に成果を測ることができず、かつ先駆性や困難度が判断できない場合は指定を行っていない。

以上を踏まえ、各法人から申請があった614の評価指標のうち、58を意欲的な評価指標として指定している。

## 3. 意欲的な評価指標の再申請の取扱い

達成水準の上方修正や具体化を行った上で意欲的な評価指標の指定を目指すことは、各法人の教育研究等の更なる質的向上を促進する観点から望ましい。

一方で、再申請の取扱いについては、今般実施している第1回目の申請及び審査との公平性や、令和7年度までの実績を評価する4年目終了時評価への影響等を踏まえ、慎重に判断する必要がある。

このため、意欲的な評価指標の再申請については、中期計画・評価指標の変更認可申請を併せて行うことを要件に、原則として、令和5年度（第4期中期目標期間の2年目）に限り認めることとする。

## 4. その他留意事項

今回の評価委員会の審査においては、「1. 指定に当たっての基本的な考え方」で示したとおり、各法人の中期計画に掲げられた取組自体が優れているかという観点ではなく、法人から提出された調書や書面確認への回答等に基づき、比較や先駆性等の観点から、客観的に達成水準が高いと判断されるもののみを指定していることから、その数はかなり限定的となっている。例えば、法人独自の教育プログラムの実施や研究拠点の設置等、取組を実施すること自体が評価指標とされているものなどについては、達成水準の高さが客観的に判断できないため指定には至っていない。

取組自体が優れた実績を上げたかどうかについては、4年目終了時及び6年目終了時の中期目標期間評価において評価を行うこととなるが、今回の審査の観点から指定に至らないものであっても、評価委員会が優れた実績・成果を上げていると判断した場合には、高い評定を付すことも十分あり得る。

また、個々の評価指標の達成状況だけでなく、中期計画全体としての評価指標の達成状況、取組に係る進捗等も勘案した上で、総合的に判断することとしており、その旨実施要領にも明記している。

Ⅱ) 国内の大学における最初の事例となるもので第三者機関による認定等の一定の水準の高さが担保されているもの

番号	法人名	中期目標区分	中期目標	中期計画	評価指標
53	長崎大学	I-4 その他教育研究等	<p>【9】国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や、単独の大学では有し得ない人的・物的資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。⑩</p>	<p>【9-3】 高度安全実験施設（BSL-4施設）を保有する国内で唯一の大学として実施体制を整備・充実させ、新興・再興感染症等の学術研究・応用研究の推進及び研究開発・支援人材等の育成を目的とした世界をリードする高病原性感染症の共同研究拠点を形成する。</p>	<p>【9-3-1】〈定性的指標〉 第4期中期目標期間終了までに、厚生労働大臣による指定を受けた上で一種病原体を高度安全実験施設（BSL-4施設）に搬入する。</p>

## 意欲的な評価指標の指定に係る留意事項（補足）

令和5年3月23日の国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という）において、別添のとおり意欲的な評価指標の指定を行ったところですが、今回申請された評価指標のうち、指定に至らなかった主な理由を定性的なものと同定量的なものに分けてまとめております。

なお、「意欲的な評価指標の指定に係る基本的な考え方について」（令和5年3月23日評価委員会）にも記載しておりますが、今回の審査においては、各法人の中期計画に掲げられた取組が優れているかという観点ではなく、比較や先駆性等の観点から、客観的に達成水準が高いと判断されるもののみ、意欲的な評価指標として指定しています。

このため、取組自体が優れた実績を上げたかどうかについては、4年目終了時及び6年目終了時評価において評価を行うこととなりますが、今回指定に至らなかったものであっても、評価委員会が優れた実績・成果を上げていると判断した場合には、高い評定を付すことも十分あり得ます。

### <定性的な評価指標>

原則として、〇〇の実施・設置、□□を充実・強化・改善、△△に活用・反映等の定性的な評価指標については、他法人との比較が困難であり、客観的に達成水準の高さが判断できないため指定していません。

ただし、先駆性等の観点から、国内の大学で最初の事例となる取組であり、かつ国や第三者機関等の認定を受けるなどして一定の水準の高さが担保されているものについては、個別に検討を行った上で指定している場合もあります。

### <定量的な評価指標>

原則として、定量的な評価指標のうち以下に該当するものは、比較の観点から、客観的に達成水準の高さが判断できないため指定していません。

- ・政府目標に掲げられている事項について、当該目標と同等以上の水準に達していないもの
- ・規模や機能等の類似する法人と比較してトップを目指す水準に達していないもの
- ・トップを目指す水準であっても自法人の実績値を下回っているもの
- ・法人自身が認定する研究拠点の設置数や、〇〇プログラムの修了者数、□□に関する授業科目の開講数、施設設備の共有件数、海外大学との協定数、オンラインを含む留学者数等、当該法人独自の取組や定義に係るもので、達成への困難度が不明であるもの
- ・質的な条件（Top10%論文数等）を伴わない論文数の量的拡大のみを図る指標
- ・アンケート結果で肯定的な評価を○割得るなど、独自の評価基準を用いているもの

### <その他>

言葉の定義や解釈に幅があるため達成水準の高さが不明なもの、既に認可された中期計画・評価指標に記載されていないものを達成水準として申請しているものなどについても指定していません。